

## SDGs 環境ビジネス推進分科会 運営規約

2023 年 12 月 31 日制定

(名称)

第 1 条 本会は、SDGs 環境ビジネス推進分科会（以下「分科会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 分科会は、事務所を一般社団法人エコビジネス推進協会（以下「協会」という。）内に置く。

(目的)

第 3 条 分科会は、関西 SDGs プラットフォームが推進する「関西において、広く環境 SDGs の重要性をアピールし、浸透させていくことを目的とした活動」「多様な分野のアクターが集うことで、新たなネットワーク・連携関係が構築され、環境 SDGs の達成に資する新しいアイデアや取り組みにつなげる活動」を実現することを目的とする。

(事業)

第 4 条 分科会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) SDGs ゴールの水、エネルギー、地球温暖化対策の普及・啓発を図る活動
- (2) 前号の普及・啓発を図るためのシンポジウム、セミナー等の開催・運営等の活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体・企業との交流及び助言・支援の活動
- (4) 協会及び分科会の会員のために行う具体的な支援の活動
- (5) その他前各号の事業に付随する事業

2 分科会は、前項各号の事業の一部を、同様の目的を共有する団体・企業に委託し、又は協働して実施することができる。

(会員)

第 5 条 分科会の会員は、分科会の趣旨に賛同し、登録した登録会員

(役員)

第 6 条 分科会の役員は、次の各号に掲げる種別及び人数とし、各々協会の代表理事、専務理事及び理事、又は事務局長が兼務する。

- (1) 代表幹事 1 名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 事務局長 1 名

(収入)

第 7 条 分科会の収入は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第 4 条第 1 項第 2 号の事業の参加者が納付した参加費等
- (2) 分科会活動の経費のうち、協会が負担するもの
- (3) その他、事業に付随して得る収入

(支出)

第8条 分科会は、別に定めるところにより、第4条の事業を行うために必要な活動の経費を支出することができる。

2 前項の経費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 分科会の役員の活動に対する手当
- (2) 分科会員間の連絡・調整に必要な事務局の運営に必要な事務費
- (3) セミナー等の実施に必要な経費（協会の負担するものを除く）
- (4) その他、事業の実施に際して必要な経費

(事業計画)

第9条 事業計画は、代表幹事が作成し、協会の総会において承認を受けなければならない。

(収支予算)

第10条 収支予算は、代表幹事が作成し、協会の総会において承認を受けなければならない。

(事業年度)

第11条 分科会の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(報告・監査)

第12条 代表幹事は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、収支計算書及びその他必要書類を作成し、協会の監査を経て、協会の総会において承認を得なければならない。

2 役員は分科会員に対して、事業の実施、分科会活動状況及び収支について、適宜報告するものとする。

附則

第1条 この規定は、2024年1月1日から改定する。